

# 会館電話臨時回線使用について

(2008)

会館内に臨時電話（ADSL等）を引く場合には次の申請が必要になります。

- 1、【臨時電話申請書】 県民会館にて様式（電話機器設備仮設承認願）を発行いたします。
- 2、【NTT（116番）へ臨時電話申請】

※ 会館施設内に直通電話を引いて使用する場合は、電話臨時回線をNTTへ申請する。  
（会館を使用する主催者が直接NTT（お客様窓口116番）への申請が必要です。）

- ① 使用会場（住所等）日時等を申請します。（会館の使用状況により事前に設置する場合は確認が必要です。）
- ② 内部のどの部分まで作業するのか？以下の項目を依頼します。
  - 1) MDF（局線収容盤）までか？
  - 2) すべて作業をするものか？通話料等請求はNTTから直接、主催者へ請求されます。

東通インテグレート㈱に初めて依設電話を取り付ける願いを出す場合には登録が必要になります。  
使用施設（会議室・楽屋等）にMDF（局線収容盤）から配線されているかを確認。  
配線がされていない場合、NTTもしくは、東通インテグレート㈱において新たな配線が必要となります。

## ※上記②の1)の場合は

NTTの工事→東通インテグレート㈱の内部工事となるため、使用者（主催者）には2箇所からの請求が届くことになります。

## 2)の場合は

すべてNTTでの工事となるため請求は1本となります。

※ 内部の配線等については宮城県文化振興財団の委託業者である東通インテグレート㈱の方が精通しているため工事の作業はスムーズに進むと思われま

東通インテグレート㈱：TEL:022-232-4491

以上

# 電話機器設備仮設承認願

平成 年 月 日

宮城県民会館長殿

氏名・社名(社名及び代表者名) ①  
住 所(所在地)  
電 話 ( )

下記により、貴会館に電話機器設備を仮設したいので、よろしく  
お取り計らい願います。

なお、設置及び撤去に当たっては、貴会館の指示に従います。

## 記

- 1 催し物名 \_\_\_\_\_
- 2 仮設理由 \_\_\_\_\_
- 3 仮設場所 \_\_\_\_\_ (設置場所図添付)
- 4 仮設期間 平成 年 月 日 時から平成 年 月 日 時まで
- 5 仮設方法 (1) 仮設業者名  
(2) 仮設工事日 平成 年 月 日 時予定  
(3) 撤去工事日 平成 年 月 日 時予定

上記について、支障ないものと認め承認します。

平成 年 月 日

宮城県民会館長